

((様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	7 - 9	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	21 - 1	許認可等の内容	補装具の支給及び修理
1 法令の定め(許認可等要件)					
戦傷病者特別援護法第21条第1項					
知事は、公務上の傷病により、令第9条第1項及び第3項に規定する障害の状態にある戦傷病者に対し、その者の請求により厚生労働大臣が定める補装具の支給及び修理を行う。ただし、補装具の支給及び修理は自ら又は業者等に委託して行い、委託を受けた業者が請求できる報酬の額は、厚生労働大臣が定める。 (昭和48年6月厚生省告示第171号「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」)					
2 その他					
戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について (昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知)					
補装具の支給及び修理の請求があった場合は、戦傷病者カードにより資格を確認し、所要の調査を行うこと。 特に必要と認めるものについては、更生相談所への出頭を求め、更生相談所の長の判定を求めること。					
やむを得ない事情により補装具の価格が、昭和48年6月厚生省告示第171号「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に示された価格により難しい場合は、厚生労働大臣に協議すること。					